

「文化部活動の在り方に関する方針」

平成31年4月1日
徳島県教育委員会

1 本方針策定の趣旨等

学校の部活動は、学校教育の一環として、芸術文化に興味・関心をもつ同好の生徒が、各文化部の責任者(以下「文化部顧問」という。)の指導の下、芸術文化や文化遺産に親しむ機会を充実させ、これを活用し、豊かな感性と情操、コミュニケーション能力の向上や、生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義は高い。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、運動部活動同様、文化部活動においても、従前と同様の運営体制での維持は難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にある。

文化部活動は、生徒が生涯にわたって、芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものであるが、分野や活動目的、生徒のニーズ、指導者や文化部顧問の関わり方など極めて多様になっており、豊かな生活を営む基盤として、文化部活動を持続可能なものとするためには、生徒の生活や成長に配慮した上で、休養日や活動時間の設定、実施形態の工夫、外部人材の活用、社会教育関係団体との連携等、速やかに、文化部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

本方針は、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援校中学部を含む。以下同じ。）段階の文化部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい芸術文化環境を構築するといった観点に立ち、文化部活動が以下のことを重視して、地域、学校、活動内容等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

なお、高等学校段階の文化部活動についても本方針を原則として適用し、速やかに改革に取り組む。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

ア 市町村教育委員会は、本方針を参考に、先に策定した「設置する学校に係る運動部活動の方針」に準じ、「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定する。また、各学校において文化部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

イ 校長は、学校の設置者の方針に則り、毎年度、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定し、活動方針及び活動計画等を各学校のホームページへの掲載等により公表する。

ウ 文化部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日、参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

（２）指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部を設置する。

イ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置づけ、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、サービスを遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に文化部活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

オ 学校の設置者は、文化部活動指導者（顧問、部活動指導員や外部指導者）を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする文化部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 学校の設置者及び校長は、教師の文化部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び文化部活動の指導者は、文化部活動の実施に当たっては、県教育委員会が平成26年3月に作成した「運動部活動指導指針」に準じ、生徒の心身の健康管理(障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 文化部活動の指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

(1) 休養日の設定

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

イ 長期休業中については、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

(2) 活動時間の設定

1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効果的な活動を行う。

早朝練習については、放課後の練習が、十分に確保できる場合は、原則として行わないこととする。

(3) 適切な休養日等の徹底

ア 市町村教育委員会は、2(1)アに掲げる「設置する学校に係る文化部活動の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、本方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記イに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 校長は、2(1)イに掲げる「学校の文化部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各文化部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各文化部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障がいの有無を問わず、生徒の多様な潜在的ニーズを踏まえ、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置する。

イ 市町村教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の文化部活動を設けることができない場合には、生徒の文化部参加の機会が損なわれないよう、複数校の生徒が拠点校の文化部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。また、持続可能な活動を確保するために、長期的には従来为学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められるため、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体でこれまでの学校単位の文化部活動に代わりうる生徒の文化芸術等の活動機会の確保・充実方策を検討する。

(2) 地域・保護者等との連携

ア 学校の設置者及び校長は、地域の芸術文化関係団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等により、学校と地域がともに子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備を進める。

イ 市町村教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒が各種活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設の開放を推進する。

ウ 学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育，文化芸術活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考えの下で，こうした取組を推進することについて，保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 学校の設置者は，学校の文化部が参加する大会等や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等の全体像を把握し，週末等に開催される様々な大会等に参加することが，生徒や文化部活動の指導者の過度な負担とならないよう，大会等や地域の行事，催し等の統廃合や簡素化等を主催者に要請すると共に，各学校の文化部が参加する大会等や地域の行事，催し等の数の上限の目安等を定める。

イ 校長は，県中学校文化連盟等及び学校の設置者が定める上記アの目安等を踏まえ，生徒の教育上の意義や，生徒や文化部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して，参加する大会等を精査する。